

農薬の空中散布における福島県無人航空機安全ガイドライン

制 定：令和2年2月6日
一部改正：令和3年4月28日
一部改正：令和6年5月13日
福島県農林水産部

第1 趣旨

無人航空機を利用して農薬の空中散布を行う者は、安全かつ適正な農薬使用を行うとともに、農作物や人畜、周辺環境に危害を及ぼさないよう関係通知に沿った使用に努める必要がある。

福島県内における無人航空機による農薬散布作業の実施にあつては、農林水産省の定める農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（以下「国無人ヘリガイドライン」という。）及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（以下「国無人マルチローターガイドライン」という。））の制定について（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知、令和5年3月30日一部改正）によるほか、農薬の空中散布における福島県無人航空機安全ガイドライン（以下、「県ガイドライン」という。）に基づき安全対策の指導を行うものとする。

第2 定義

県ガイドラインにおいて、各用語の定義は国無人ヘリガイドライン及び国無人マルチローターガイドラインのとおりとする。

第3 福島県及び福島県農林水産航空事業推進協議会の役割

福島県は、実施主体に対し、農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のため必要な指導及び助言を行い、実施計画・実績のとりまとめを行う。農薬事故発生の際は、情報収集し国に報告する。

福島県は、これらの情報について、福島県農林水産航空事業推進協議会（以下、「県農水協」という。）との共有化を図るものとする。

県農水協は、会員への情報提供、研修会の開催及び活動支援等を行い、無人航空機利用作業の効率化や安全性向上に努めるものとする。

第4 農薬の空中散布の実施

(1) 無人ヘリコプター

ア 空中散布を実施する場合、実施主体は県ガイドライン様式1により空中散布実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を作成し、作業実施範囲を示した地図写し（実施場所（斜線や網掛にて散布範囲がわかるように記載）、縮尺（スケール）、方位記号及び代表地点の経緯度を記載すること）を添付して、以下に届け出ること。

(ア) 福島県農業総合センター（以下、「農業総合センター」という。）

(イ) 空中散布実施区域内の市町村

イ アの(ア)に届け出る場合は、空中散布実施区域内の福島県農林事務

所（農業振興普及部又は農業普及所）（以下、「農林事務所」という。）を経由すること。なお、当該届出については、電子メールによる提出を可能とする。

実施計画書の提出は、殺虫剤（殺虫殺菌剤を含む）の散布は実施の3週間前まで、殺虫剤以外の散布は実施の1週間前までとする。

なお、実施計画書の情報は、危被害発生防止のため、養蜂家、隣接ほ場所所有者、散布予定地区周辺の有機農作物ほ場所所有者等に福島県や市町村が情報提供を行うことがある。

ウ 空中散布実施計画の策定及び実施に当たっては、農業総合センター、農林事務所及び市町村等関係機関の指導を受けること。

エ 実施主体は、空中散布を計画しているほ場の位置が空港及び人口密集地周辺に該当するか、仙台空港事務所へ別途確認すること。

オ 実施主体は事前に養蜂家（実施ほ場からの距離約2 km以内に巣箱を設置している者）・隣接ほ場所所有者等へ情報提供すること。農林事務所は実施主体からの求めに応じ、蜜蜂の飼育情報を提供するほか、散布予定周辺での有機農産物等生産ほ場や受粉用蜜蜂の導入を把握している場合は、危被害発生防止に努めること。（参照：別添2）

カ 実施主体は殺虫剤（殺虫殺菌剤を含む）を散布する場合、実施計画書の提出と併せて、県ガイドライン様式2「無人航空機による農薬の空中散布に係る蜜蜂の飼育情報提供申請書」を農林事務所に届け出て、飼育情報の提供を受けること。なお、当該届出については、電子メールによる提出を可能とする。

特に、養蜂家での危被害対策（巣箱の設置場所工夫等）には十分な時間が必要なことから、実施主体は蜜蜂に影響が懸念される殺虫剤（殺虫殺菌剤を含む）を用いる場合は、早期の情報提供及び農薬使用の工夫（蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け早朝又は夕刻の散布、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の使用）に努め、計画変更時も養蜂家へ情報提供すること。

また、実施計画書の提出の際には、事業実施主体は「養蜂家への情報提供チェック」を記入し、養蜂家への情報提供の確認を行うこと。

キ 実施主体は実施後2週間以内に、県ガイドライン様式1により空中散布実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出すること。なお、提出方法及び提出先はア及びイに準じる。

また、実施主体は、「許可承認書の文書番号（東空運・東空検）」、防除実施者、散布に用いた機体の「機体確認の番号」、散布したオペレーターの「氏名」及び「技能認証の番号」を実績報告書に記載すること。

ク 農林事務所はア、イ及びキにより殺虫剤（殺虫殺菌剤を含む）の散布に係る実施計画書又は実績報告書を受理した場合は、空中散布実施区域内の福島県家畜保健衛生所に情報提供を行う。

ケ 農業総合センターは、ア及びキにより実施計画書の届出又は実績報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認した上で国無人ヘリガイドライン別記様式1又は別記様式2を、福島県環境保全農業課（以下、「環境保全農業課」という。）に提出する。なお、提出期限は下記のとおりとする。

- (ア) 実施計画書：届出があった月の翌月15日までとする。
- (イ) 実績報告書：届出があった年度の翌年度4月20日までとする。
- コ 環境保全農業課はケにより届出があった場合は、記載に不備がないことを確認した上で東北農政局消費・安全部農産安全管理課を経由し、農林水産省消費・安全局植物防疫課に提出する。なお、提出期限は下記のとおりとする。
 - (ア) 実施計画書：届出があった月の翌月25日までとする。
 - (イ) 実績報告書：届出があった年度の翌年度4月末までとする。
- サ 環境保全農業課はケにより届出のあった情報をコに定める提出期限に準じ、県農水協へ提供する。

(2) 無人マルチローター

- ア 空中散布を実施する場合、国無人マルチローターガイドライン第2の1により、実施主体は、県ガイドライン様式1の実実施計画書を作成すること。
- イ 農薬による蜜蜂の被害を防止するため、殺虫剤（殺虫殺菌剤を含む）を散布する場合、実施主体は、アの実実施計画書、作業実施範囲を示した地図写し（実施場所（斜線や網掛にて散布範囲がわかるように記載）、縮尺（スケール）、方位記号及び代表地点の経緯度を記載すること）を添付して、以下に届け出るよう努めること。
 - (ア) 農業総合センター
 - (イ) 空中散布実施区域内の市町村
- ウ イの（ア）に届け出る場合は、空中散布実施区域内の農林事務所を経由すること。
 - なお、当該届出については、電子メールによる提出を可能とする。
 - 実施計画書の提出は、3週間前までとする。
 - なお、実施計画書の情報は、危被害発生防止のため、養蜂家、隣接ほ場所有者、散布予定地区周辺の有機農作物ほ場所有者等に福島県や市町村が情報提供を行うことがある。
- エ 空中散布実施計画の策定及び実施に当たっては、農業総合センター、農林事務所及び市町村等関係機関の指導を受けるよう努めること。
- オ 実施主体は、空中散布を計画しているほ場の位置が、空港及び人口密集地周辺に該当するか、仙台空港事務所へ別途確認すること。
- カ 実施主体は事前に養蜂家（実施ほ場からの距離約2 km以内に巣箱を設置している者）・隣接ほ場所有者等へ情報提供するよう努めること。農林事務所は実施主体からの求めに応じ、蜜蜂の飼育情報を提供するほか、散布予定周辺での有機農産物等生産ほ場や受粉用蜜蜂の導入を把握している場合は、危被害発生防止に努めること。（参照：別添2）
- キ 実施主体は殺虫剤（殺虫殺菌剤を含む）を散布する場合、実施計画書の提出と併せて、県ガイドライン様式2「無人航空機による農薬の空中散布に係る蜜蜂飼育情報提供申請書」を農林事務所に届け出て、飼育情報の提供を受けるよう努めること。なお、当該届出については、電子メールによる提出を可能とする。
 - 特に、養蜂家での危被害対策（巣箱の設置場所工夫等）には十分な時間が必要なことから、実施主体は蜜蜂に影響が懸念される殺虫剤（殺虫

殺菌剤を含む)を用いる場合は、早期の情報提供及び農薬使用の工夫(蜜蜂の活動が盛んな時間帯(午前8時~12時まで)を避け早朝又は夕刻の散布、蜜蜂が暴露しにくい形態(粒剤等)の使用)に努め、計画変更時も養蜂家へ情報提供するよう努めること。

また、実施計画書の提出の際には、事業実施主体は「養蜂家への情報提供チェック」を記入し、養蜂家への情報提供の確認を行うこと。

ク 農林事務所はイ、ウにより殺虫剤(殺虫殺菌剤を含む)の散布に係る実施計画書を受理した場合は、空中散布実施区域内の福島県家畜保健衛生所に情報提供を行う。

第5 散布飛行の方法

国無人ヘリガイドライン第2又は国無人マルチローターガイドライン第2によるほか、次のとおりとする。

原則として福島県農作物病害虫防除指針に掲載された農薬を用いること。

第6 事故発生時の対応

国無人ヘリガイドライン第3又は国無人マルチローターガイドライン第3によるほか、次のとおりとする。(参照:別添3)

- (1) 空中散布で事故が発生した場合、実施主体は第一に作業員、周辺住民らの安全確保に努めること。人身事故、第三者の物件損壊や火災が発生した場合は、直ちに警察、消防等へ連絡するなど、被害の種類、状況に応じて関係者への連絡を行うこと。
- (2) 国無人ヘリガイドライン第3の1の(1)又は国無人マルチローターガイドライン第3の1の(1)に該当する事故(農薬事故)が発生した場合、実施主体は、農林事務所及び市町村へ連絡し、指導・指示を受けること。
併せて国無人ヘリガイドライン別記様式3又は国無人マルチローターガイドライン別記様式により事故報告書を作成し、農林事務所を經由して農業総合センターへ速やかに提出すること。
- (3) 農業総合センターは(2)により事故報告書の提出があった場合は速やかに、記載に不備がないことを確認し、環境保全農業課へ当該事故報告書を提出すること。
- (4) 環境保全農業課は(3)により事故報告書の提出があった場合は速やかに、記載に不備がないことを確認し、東北農政局消費・安全部農産安全管理課を經由し、農林水産省消費・安全局植物防疫課へ当該事故報告書を提出すること。
- (5) 無人航空機による農薬散布が原因と疑われる危害(散布区域周辺ほ場で農薬飛散(ドリフト)や蜜蜂の大量死等)が発生した場合、実施主体は農林事務所等の関係機関による調査に協力すること。
- (6) 国無人ヘリガイドライン第3の1の(2)又は国無人マルチローターガイドライン第3の1の(2)に該当する事故(航空法に基づく事故)は、実施主体が国土交通大臣(東京航空局保安部運用課又は東京空港事務所)へ直ちに報告することが義務づけられており、空中散布の作業を他者に委託する場合は、防除委託者は報告が行われたか把握すること。

第7 その他

県ガイドラインによるものの他、必要な事項は環境保全農業課が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。また同日付で「空中散布等における福島県無人航空機利用技術指導指針」は廃止する。

附 則

本ガイドラインは、令和3年4月28日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和6年5月13日から施行する。